平成２６年（フ）第６１号
青森県弘前市大字浜の町西２丁目４番地２
債務者　泉谷　陽子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第７５号
神奈川県三浦郡葉山町長柄８番地の２　サンマリーナ葉山Ｂ101号
債務者　赤谷　廣志
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１１６号
佐賀市東与賀町大字下古賀1348番地21
債務者　井上　仁美
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
佐賀市鍋島町大字八戸溝207番地１　鍋島グリーンハイツＪ101
債務者　里　　健次
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
熊本県菊池郡大津町大字引水877番地３
債務者　山口美智子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６３号
熊本県菊池郡菊陽町光の森７丁目53番地14　エスポワール光の森Ｃ号、前住所熊本県菊池郡大津町大字室363番地８
債務者　森内須美代（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７０号
熊本市中央区大江１丁目35番２－３号
債務者　松崎　勤子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７３号
熊本市西区春日５丁目15番７号　202
債務者　出水田智子（旧姓浦元）
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７７号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2358番地３
債務者　布田美代子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４５号
熊本市北区植木町小野1033番地25
債務者　酒田　師孝
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９号
和歌山市古屋８番地の６、住民票上の住所和歌山市榎原207番地の４
債務者　田上　繁代
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４５号
北海道登別市登別東町５丁目37番地６　登別東町団地Ａ―102
債務者　山下佐代子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第４２７号
愛知県半田市青山５丁目２番地の７　サンシティー青山Ａ棟103号
債務者　青沼　健次
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４０号
名古屋市守山区幸心４丁目201番地　幸心住宅６棟204号
債務者　辻村　翔太
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６３号
名古屋市千種区高見１丁目22番９号
債務者　柴山　佳奈
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９３号
名古屋市千種区猫洞通１丁目14番地　猫ヶ洞ハイツ203号東恭也方
債務者　寺澤美也子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７９９号
名古屋市港区東蟹田511番地　グランツⅢ102号
債務者　岸川　竜介
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部